日の出町町民農園利用のルール

利用者の方々が気持ちよく農園を利用できるよう下記の注意事項を守り、適切な利用を心掛けてください。大切な農地は荒廃させることなく、周囲の迷惑にならないようにご協力をお願いします。

1　注意事項

（1）　利用区画の管理は責任を持って行ってください。雑草等を放置すると、周囲の利用者に迷惑をかけることがありますので、定期的に除草をお願いいたします。夏場は、1～2 週間放置するだけで雑草が伸びてしまいますので、注意してください。

（2）　農園内で発生した野菜くずや栽培に使用し不要になった資材･ゴミなどは、必ず自宅へ持ち帰って処理してください。また、農園内外にゴミを投棄しないでください。

（3）　農作物のツル等は、区画からはみ出さないよう注意してください。

（4）　油田町民農園内には、駐車場･水道･トイレはありません。

（5）　農園内に水を置く場合は、蓋やキャップのある容器を利用してください。キャップのある容器等でない場合、虫が発生するため、衛生上よくありません。

（6）　農薬を使用する際には、対象農作物や残留基準値が厳しく規制されているので、曖昧な自己判断に頼らず内容を確認した上で、周辺農地に十分配慮してください。なお、農薬を使用する時は、周りの利用者と散布時期について話し合い、風のない時に、周りの農園や農地、住宅地などに飛散しないよう噴霧器の方向に注意し散布してください。

※農薬を安全に使用するため、以下の 4 項目に留意してください。
☆使用する人の安全確認　☆作物に対する安全確認
☆環境に対する安全確認　☆保管と管理の安全確保

（7）　農園の利用を中止する場合は、利用区画の清掃後、農林振興係までご連絡ください。「町民農園使用中止届出」を提出していただく必要があります。なお、**年度途中で農園の利用を中止した場合利用料金は返還出来ませんのでご了承ください。**

（8）　住所や連絡先等の変更があった場合は、すみやかに農林振興係までご連絡ください。

（9）　町では、農園の耕起･除草は行いません。

２　禁止事項

（1）　車での来園　（※油田農園には、駐車場はありません。）
（2）　指定された区画を変更したり、転貸したり、他人の区画を使用すること。
（3）　農園付近の居住者･通行人等に迷惑をかけること。
（4）　農園内外に農作物等の残物･使用資材･ごみ等を放置すること。
（5）　農園内の通路、休憩所に物（作業道具等）を置かないこと。
（6）　農園内に建物･工作物･物置等を設置すること。
（7）　営利を目的として農作物を栽培すること。
（8）　周りの区画に迷惑を及ぼす栽培方法をすること。
（9）　家族以外のグループで利用すること。
（10）　野焼き行為（※法律で禁止されています。）
（11）　単年性ではない作物を栽培すること。

３　その他

（1）　町がやむを得ず農園を休廃止するときは、原状に復して返還していただきます。
（2）　農園内での事故･怪我については、町では一切責任を負いません。
（3）　天災、盗難及び病害虫などによる作物の損害に対し、町は一切の責任を負いません。
（4）　利用者は、農園の利用に伴う地上権その他一切の法的権利を有しません。
（5）　このルールに定めのない事項は、町が必要に応じ別に定めるものとします。

※１人の身勝手な行動は、農園利用者全員に迷惑をかけることになります。注意事項・禁止事項を守り、農園ライフを楽しんでください。

問合せ先　　日の出町役場　産業観光課　農林振興係
直通電話　042－588－4102